

国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について（案）

1. スーパーシティ構想等の推進

- ・デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、データの連携や先端的サービスの実施を通じて地域課題の解決を図るため、スーパーシティ型国家戦略特区とデジタル田園健康特区について、2022年夏頃を目途に指定区域ごとに区域会議を立ち上げる。
- ・2022年3月の国家戦略特区諮問会議における議論を踏まえ、今後の規制改革の実現に当たっては、以下の方針で取り組む。
 - i) 規制所管省庁とおおむね合意している項目（※）について、早期に具体化する。
 - ii) 規制所管省庁と合意できていない項目（※）について、国家戦略特区ワーキンググループ等を活用し規制所管省庁との調整を加速する。
 - iii) 新たな規制改革事項について、地方公共団体と連携し検討を推進する。

（※）国家戦略特区諮問会議資料

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/dai53/shiryous3.pdf>

2. 新たに講ずべき具体的な施策

- ・国家戦略特区では、これまでの取組に加えて、人への投資、地方活性化、多様性と包摂性、スタートアップ、デジタル田園都市国家構想、生産性向上など、地域課題の解決に資する規制改革に重点を置く。

（i）更なる規制改革事項

（企業の農地取得特例）

- ・養父市において活用されている法人農地取得事業については、政府として現在実施している当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査結果に基づき全国への適用拡大について調整し、2022年度中に結論を得て、必要な法案を提出する。

(農地の適切な利用を促進するための施策)

- ・2022年に成立した改正農業経営基盤強化促進法等の実施状況をフォローし、2025年度の本格施行に向け、農地の適切な利用を促進するために必要な施策を講ずる。また、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化については、2022年6月の規制改革実施計画（※）を踏まえ検討する。

(※) 規制改革実施計画（2022年6月7日 閣議決定）

農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

農林水産省は、地域に根差した農地所有適格法人が、地元の信頼を得ながら実績をあげ、さらに農業の成長産業化に取り組もうとする場合、農業関係者による農地等に係る決定権の確保や農村現場の懸念払拭措置を講じた上で、出資による資金調達を柔軟に行えるようにする。特に、意欲的な若者による農業ベンチャー等の更なる成長や、事業の拡大を企図する農業者が自ら望む場合に、資金調達手段を柔軟に選択可能とするため、令和3年6月の閣議決定を踏まえ、食料安全保障を念頭に現場の様々な懸念を払拭する措置等を引き続き検討する。（引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置）

(土地利用の最適化を促進するための施策)

- ・我が国の国際的な拠点である成田空港の機能強化に向けて必要な物流施設の投資促進等のため、空港周辺の農用地区域内に施設を迅速に計画・整備しようとする事業者が農振除外・農地転用の見通しを高められるよう必要な措置を2022年度内に検討し、所要の措置を講ずる。

(外国人エンジニアの就労円滑化によるイノベーションの促進)

- ・外国人エンジニアの就労促進を図るため、地方公共団体による受入企業の認定等を要件として在留資格認定証明書交付申請の審査期間を短縮することについて、2022年度早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。

(無医地区における巡回診療に係る負担軽減)

- ・無医地区における移動診療施設以外の施設を利用して行われる巡回診療について、受診機会の確保に取り組もうとする医師の負担軽減のために反復継続要件の緩和が求められている状況を踏まえ、医療法上の手続に係る負担軽減策を検討し、2022年度中できるだけ早期に結論を得て、所要の措置を講ずる。

(看護系人材の活用による待機児童解消の促進)

- ・0歳児が4人以上在籍する保育所及び認定こども園において看護師等を1人に限り保育士とみなすことができる措置に関して、保育士と看護師等が相互にフォローする体制を確保しつつ同一の場所で合同で保育に当たること、看護師等が乳児保育に関する知識経験を有する者であること等を要件として、0歳児の在籍人数を問わないような措置とすることについて、2022年度中できるだけ早期に所要の措置を講ずる。

(柔軟な働き方を促進するための施策)

- ・年5日以内とされている時間単位年次有給休暇について、労働者アンケート調査におけるニーズや利用実態等を踏まえ、柔軟な働き方を促進するために必要な措置を検討し、2022年度中に結論を得る。

(ドローンを含む無人航空機の製造等に係る規制の合理化)

- ・ドローンを含む無人航空機の製造等を規制する制度に関して、事業許可が必要となる機体総重量の閾値の適切な水準を含め、円滑な事業活動を推進する観点からの制度の改善について、活用ニーズや技術進展の状況等も踏まえ、検討を行い、2022年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。

(ii) 国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開

- ・国家戦略特区における規制の特例措置について、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定、令和4年4月1日一部変更)を踏まえ、下記の項目について、2022年度中に全国展開の実施又は検討を行うとともに、それ以外の項目について可能なものから順次検討する。

(高度人材ポイント制に係る特別加算の項目新設)

- ・高度外国人材の受入れを積極的に推進するため、出入国在留管理上の優遇措置を講ずる高度人材ポイント制において、地方公共団体が支援する企業等に就労する外国人に対して特別加算を行う特例措置の全国展開について、2022年度内に所要の措置を講ずる。

(農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁)

- ・地域限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目の一部免除を観光庁長官が実施する研修を修了した者に認める特例措置について、2022 年度中に見直すとともに、2023 年度に全国展開するため、関係業界への周知等を行う。

(「地域限定保育士」の創設及び多様な主体による地域限定保育士試験の実施)

- ・登録日から 3 年間は事業実施区域内でのみ有効となる地域限定保育士の資格を付与する特例措置及び株式会社を含む多様な法人を地域限定保育士試験の指定試験機関として活用可能とする特例措置の全国展開について、今後の児童福祉法改正に向けて、2022 年度中に検討を行った上で中間的な議論の整理を行う。

(障害者雇用に係る雇用率算定の特例)

- ・障害者雇用率の通算が可能な組合として有限責任事業組合 (LLP) を追加する特例措置の全国展開について、2022 年 6 月頃に取りまとめられる労働政策審議会の意見書を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずる。